

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て総務課

許認可等の内容		学童保育利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市学童保育の実施に関する条例第6条、栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市学童保育事業実施要領第3
	参考事項	栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則第3条
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 栃木市学童保育事業実施要領第3 (利用要件) 第3 規則第3条に基づき、学童保育を利用するには、保護者及び65歳未満の同居する家族（以下「保護者等」という。）が、次のいずれかに該当していることを要件とする。 (1) 保護者等が、放課後から常時就労していること。（就労証明書（規則別記様式第2号）添付）なお、夜間勤務等により、午後6時から午後7時までの間、児童の保育を必要としている場合も含む。 (2) 保護者等が、病気等による療養中又は出産の産前産後期間であること。（診断書添付） (3) 保護者等が、就労の準備のため学校に通っていること。（在学証明書添付） (4) 介護を要する家族がいる場合（診断書添付） (5) その他、保護者等に係る事情により、児童の保育ができない場合	